

平成 25 年 6 月 10 日  
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「財務局の普通財産の管理処分等業務」の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記の事業の評価は以下のとおりである。

## I 事業概要等

### 1. 実施の経緯及び事業の概要

財務省の「財務局の普通財産の管理処分等業務」（以下、「本業務」という。）については、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。

これを受けて財務省は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項」に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。事業の概要等は以下のとおりである。

事 項	内 容
業務内容	<p>旧里道・水路等の隣接土地所有者等への売払い等業務、相続税物納等により引き受けた借地権等の設定された土地等の従前からの使用者への貸付業務又は貸付中の財産の貸付料改定及び貸付契約更新業務、自己所有の財産等との誤信により使用が開始された誤信使用財産の現況や占使用の調査業務等を実施する。</p> <p>これらについて、財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、財務事務所、財務局出張所、福岡財務支局出張所、財務事務所出張所及び沖縄総合事務局財務出張所（以下「国」という。）から交付を受けた委託財産目録及び必要関係書類（以下「目録等」という。）に基づき、以下の業務を実施。</p> <p>①売払い、譲与（無償譲渡）、交換の契約に係る業務 ②取得時効の処理業務 ③貸付契約業務 ④誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務 ⑤誤信使用財産等の境界確定補助業務 ⑥国有財産台帳価格改定業務 ⑦上記①から⑥に係る附帯業務</p>

契約期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 3 年間
実施箇所及び実施事業者	実施箇所及び実施事業者については、別添①のとおり
業務に当たり確保されるべき質	<p>本業務の実施に当たり達成すべき公共サービスの質については、国有財産の適正かつ迅速な事務処理を実施することとし、その確保のため民間事業者に対し以下の要求水準を求めた。</p> <p>①管理処分等業務の処理期間内の処理率</p> <p>交付された目録に記載されている以下の財産の処理は、指定した処理期間内にその処理を完了するものとする。そのうち、売払い業務（旧里道・水路の売払いに限る。）に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標を 92.5%以上とした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 売払い、譲与、交換（注 1）又は新規貸付の契約に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を国が受理してから、契約通知文書の送付まで原則として 30 日（休日その他の閉庁日を除く。）以内</li> <li>・目録等を交付してから契約締結まで原則として 3 か月以内</li> </ul> </li> <li>2) 貸付財産（注 2）に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が指定する期間</li> </ul> </li> <li>3) 誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を国が受理してから、原則として 30 日（休日その他の閉庁日を除く。）以内</li> </ul> </li> <li>4) 境界確定協議書の送付に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書（案）受理後、原則として 10 日（休日その他の閉庁日を除く。）以内</li> </ul> </li> <li>5) 国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目録交付後、原則として 2 週間以内</li> </ul> </li> </ol> <p>②各種情報等の適正な管理等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付等しないこと。</li> <li>2) 管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないよう厳格な情報管理を行うこと。</li> </ol>

(注 1) 交換の契約に係る業務のうち、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく交換は除く。

(注 2) 貸付財産に係る業務のうち、新規貸付は除く。

## 2. 受託事業者決定の経緯

実施箇所及び実施事業者については、別添\_入札状況総括表及び別添①のとおりである。本業務に係る参加者は、全者とも競争参加資格を満たしており、いずれも総合評価落札方式による入札をおこなった。

なお、九州財務局名瀬出張所（対象地域：鹿児島県のうち奄美大島地域）については、入札の結果、受託する者がいなかったことから、国自らが業務を実施することを、第73回官民競争入札等監理委員会に報告を行っている。

## II 評価等

### 1. 評価等について

財務省から提出された平成23、24年度（平成25年3月31日時点）の実施状況についての報告（別添）に基づき行うものとする。

なお、本業務は、毎年度の業務量が異なるため、民間競争入札の導入前の従来経費と導入後の実施経費を比較することが技術的に困難である。そのため、以下のとおり本業務に係るサービスの質の確保及び競争性の確保の観点から評価等を行う。

### 2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

#### (1) 管理処分等業務の処理期間内の処理率について

事業の実施状況等については、別添②のとおりである。

各事業者の処理期間内の処理率を分析すると、多くの事業者が目標を達成しているものの、一部、財産の個別事情（※1）によるものや、申請相手方による事情（※2）によるものなどにより目標値を下回る事業者が出ている状況である。

しかし、いずれも事業者の責めに帰すべきものではない、やむを得ない事情であることから、確保されるべき質は達成されていると評価できる。

また、貸付財産に係る業務、誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務、境界確定協議書の送付に係る業務、国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務の各業務について、業務報告書の内容等から、确实かつ適切に実施されていたことが認められ、確保されるべき質は達成されていると評価できる。

(※1) 財産の個別事情とは、農地法の所有権移転に伴う許可を得ることに時間を要したものの、土地取引の頻繁でない地域に所在する財産であり財産評価資料（取引事例価格、民間精通者意見価格）の収集に時間を要したものの、公図と現況の不一致により申請物件の特定に時間を要したものなど。

(※2) 申請相手方による事情とは、相手方に対して申請書類の補正を求めたもの、相手方が契約時期を指定したことなど。

## (2) 各種情報等の適正な管理等について

各種情報等の適正な管理等については、年度ごとに契約条項等に基づく監督、検査を実施したところ、全ての事業者において遵守されていることが確認されている。

## (3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

業務の効率性を高める改善提案として、現地調査にあたっては、資料等で下調べを行い、1回の調査で終了させることや、サービスを向上させるための改善提案として、申請相手方へ事業者独自のアンケートを送付すること、申請相手方への対応は、面談にて行うことで、相手方の質問等に迅速、明瞭に対応し、後日のトラブル防止に繋げる等、民間事業者の創意工夫が発揮されている。

## (4) 入札状況等について

各実施箇所の入札状況等については、別添③及び④のとおりである。

民間競争入札の導入後（平成23年度契約）の1実施箇所当たりの平均応札者数は1.4者であり、導入前（平成22年度契約）の1.3者に比べ、0.1者増加している。

また、民間競争入札導入前後の1者応札の状況については、導入前が40箇所であったのに対し、導入後は36箇所に減少している。導入後の36箇所の中には、導入前には入札不調であったが、導入後は1者の応札があった1箇所も含まれている。

ただし、平均落札率については導入前の79.9%から、導入後は89.0%と上昇している。発注予定数量等が毎年度異なるため単純な比較はできないものではあるが、複数者応札の地域の落札率が低いことから、競争性を高めることがさらなる経費削減の観点からも必要であると考えられる。

	市場化テスト導入前 (平成 22 年度契約)	市場化テスト導入後 (平成 23 年度契約)
1 実施箇所当たりの 平均応札者数	1.3 者	1.4 者
1 者応札となった 実施箇所数	40 箇所	36 箇所
平均落札率	79.9%	89.0%

## 3. 評価のまとめ

本業務の実施にあたり達成すべき質として設定された「管理処分等業務の処理期間内の処理率」については、財産の個別事情及び申請相手方の事情によるものを除けば、目標を達成している。また、「事業者における各種情報の適正な管理」については、契約条項に基づき適正に実施されていることが確認されている。

以上のことから、「管理処分等業務の処理期間内の処理率」及び「事業者における各種情報の適正な管理」について、いずれも確保されるべき質は達成されていると評価できる。

さらに、業務の効率性やサービスの向上を図るための提案・実施がされているなど民間事業者の創意工夫が発揮されていることも評価できる。

競争性の確保については、1実施箇所当たりの平均応札者数は、民間競争入札導入後（平成23年度契約）は1.4者であり、民間競争入札導入前（平成22年度契約）の1.3者に比べ、0.1者増加している。また、一者応札については、導入前の40箇所から、導入後は36箇所に減少している。なお、平均落札率は導入前が79.9%であり、導入後は89.0%と上昇している。これらのことから、平均落札率は上昇しているものの、民間競争入札導入による一定の効果は得られているものと考えられる。

#### 4. 今後の事業

民間競争入札の実施により、確保されるべき質の確保されており、競争性の確保についても若干ではあるものの向上している。次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することにより、公共サービスの質の維持向上及び競争性の改善を図ることが期待される。

その際は、以下の点に留意したうえで事業を実施する必要がある。

- (1) これまでは、事業者の責によらない事情をもカウントしてしまう目標値の設定となっているため、質の確保について適切に把握できるよう目標値等の検討を行う。
- (2) 既存の財産数量の増加が見込めない現状においても、複数者入札による競争性の向上を図るために、入札実施地域の統合による委託財産数量の増加等の検討を行う。

以 上

平成 25 年 5 月 31 日  
財務省理財局  
国有財産業務課

民間競争入札実施事業  
「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施状況について  
(平成 23 年度及び平成 24 年度分)

## 1 事業の概要

「財務局の普通財産の管理処分等業務(以下、「事業」という。)」については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法第 51 号)に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により事業を実施した。

### ○事業内容

旧里道・水路等の隣接土地所有者等への売払い等業務、相続税物納等により引き受けた借地権等の設定された土地等の従前からの使用者への貸付業務又は貸付中の財産の貸付料改定及び貸付契約更新業務、自己所有の財産等との誤信により使用が開始された誤信使用財産の現況や占使用の調査業務等を実施する。

これらについて、財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局、財務事務所、財務局出張所、福岡財務支局出張所、財務事務所出張所及び沖縄総合事務局財務出張所(以下「国」という。)から交付を受けた委託財産目録及び必要関係書類(以下「目録等」という。)に基づき、以下の業務を実施。

- (1) 売払い、譲与(無償譲渡)、交換の契約に係る業務
- (2) 取得時効の処理業務
- (3) 貸付契約業務
- (4) 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務
- (5) 誤信使用財産等の境界確定補助業務
- (6) 国有財産台帳価格改定業務
- (7) 上記(1)から(6)に係る附帯業務

## 2 実施期間

平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 3 年間

※本件報告は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの実績である。

## 3 実施箇所及び実施事業者

本件入札に係る参加者は、【別添:入札状況総括表】のとおりとなっており、全者とも競争参加資格を満たしており、いずれも総合評価落札方式による入札を行った。提案書の評価は、提出された提案書の内容が管理処分等業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか

(加点項目審査)について、全国の11のブロックごとに設置された評価委員会により審査を行った。落札者の決定にあたっては、提案書の評価において必須とされた項目の要件を全て満たし、予定価格の範囲内である者のうち、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点を入札価格で除して得られた数値の最も高い値の者を落札者として決定した。実施箇所及び実施事業者については、【別添①:実施箇所及び実施事業者一覧】のとおりとなっている。

このうち、複数応札者となった箇所は、総じて大都市圏に所在し、発注予定数量の多い地域となっていることから、発注予定数量の多寡が1者応札となった原因と考えられる。

なお、九州財務局鹿児島財務事務所名瀬出張所(対象地域:鹿児島県のうち奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島を除く))については、入札の結果、受託する者がいなかったことから、国自らが業務を実施した。(実施件数は、平成23年度は10件、平成24年度は26件となっている。)

九州財務局鹿児島財務事務所名瀬出張所においては、入札公告を周知するため県内の宅地建物取引協会及び同会員へ出向いて参加を促した結果、入札説明会に参加した事業者は10者となったところであるが、入札そのものへの参加者はいなかった。

その理由について入札説明会に参加した事業者にヒアリングしたところ、「利益を上げるだけの業務予定数量が見込めない」ことが大宗であった。

これらを踏まえると、九州財務局鹿児島財務事務所名瀬出張所管内において入札参加者を見込むためには、財産数量を増やす必要があるが、国は、財産を積極的に仕入れることはなく、財産数量を自発的に増加させることはできない。そのため、結果として入札不調となり、国自らが業務を実施することは、事情やむを得ないものとする。

#### 4 提供されるべきサービスの水準

本件事業の実施に当たり達成すべき公共サービスの質については、国有財産の適正かつ迅速な事務処理を実施することとし、その確保のため実施事業者に対し以下の要求水準を設定した。

##### (1) 管理処分等業務の処理期間内の処理率

交付された目録に記載されている以下の財産の処理は、指定した処理期間内にその処理を完了するものとする。そのうち、売払い業務(旧里道・水路の売払いに限る。)に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標を92.5%以上とし、数値目標とした。

業務名	処理期間
売払い、譲与、交換(注1)又は新規貸付の契約に係る業務	○申請書を国が受理してから、契約通知文書の送付まで原則として30日(休日その他の閉庁日を除く。)以内  ○目録等を交付してから契約締結まで原則として3か月以内
貸付財産(注2)に係る業務	○国が指定する期間
誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務	○申請書を国が受理してから、原則として30日(休日その他の閉庁日を除く。)以内
境界確定協議書の送付に係る業務	○隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書(案)受理後、原則として10日(休日その他の閉庁日を除く。)以内
国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務	○目録交付後、原則として2週間以内

(注1) 交換の契約に係る業務のうち、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第9条第2項の規定に基づく交換は除く。

(注2) 貸付財産に係る業務のうち、新規貸付は除く。

## (2) 各種情報等の適正な管理等

- ① 各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付等しないこと。
- ② 管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこと。

## 5 評価方法等

### (1) 実施状況に関する評価の時期

本件事業の実施状況等の評価については、その後の事業継続のための概算要求作業等のスケジュールを踏まえ、事業期間の満了前の平成25年3月末時点における状況を調査のうえ評価した。

### (2) 評価の方法

実施事業者がそれぞれ実施した本件事業の実施状況について、国が調査を行った。

### (3) 評価着眼点

本件事業は、毎年度の発注予定数量が異なるため、民間競争入札の導入前の従来経費と導入後の実施経費を比較することが技術的に困難であるため落札率による比較と、サービスの質の確保及び競争性の確保の観点から評価を行った。

## 6 実績

本件事業の実施結果等については、【別添②：事業実施結果等について】のとおりとなっている。

### (1) 本件事業の処理期間内の処理率

提供されるべきサービスの水準として、売払い業務のうち、旧里道・旧水路に係る売払い業務について数値目標を設定した。

これは、申請者所有地内に機能を喪失した旧里道・旧水路があることが確認された場合には、国に対し売払い申請がなされるものであるが、申請者の住宅の建替え等の建築確認の手続きにおいて、申請者が当該土地を取得する必要があることから、迅速な処理が要請されるものである。

以上を踏まえ、各実施事業者の処理期間内の処理率を分析すると、多くが目標を達成しているものの、一部、財産の個別事情(※1)によるもの、申請相手方による事情(※2)によるものなどにより目標値を下回った。

しかし、いずれも実施事業者の責によるものではないことから、事情やむを得ないものであり、提供されるべき公共サービスの水準は確保されたと判断される。

また、数値目標は掲げていないものの、「貸付財産に係る業務」、「誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務」、「境界確定協議書の送付に係る業務」及び「国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務」においては、処理期間の目標をそれぞれ定めた。これらの業務については、上述の売払い業務とは異なり、財産の個別事情、申請相手方による事情は影響しない業務となっており、いずれも国が求める処理期間内に実施されていることから、提供されるべき公共サービスの水準は確保されたと判断される。

(※1) 財産の個別事情とは、農地法の所有権移転に伴う許可を得ることに時間を要したものの、土地取引の頻繁でない地域に所在する財産であり財産評価資料(取引事例価格、民間精通者意見価格)の収集に時間を要したものの、公図と現況の不一致により申請物件の特定に時間を要したものなど。

(※2) 申請相手方による事情とは、相手方に対して申請書類の補正を求めたもの、相手方が契約時期を指定したことなど。

### (2) 各種情報等の適正な管理等

本件事業については、処理率の他、サービスの質を確保する観点から、各種情報の適正な管理を求めた。このことについて、年度ごとに会計法令、契約条項に基づく監督、検査を実施したところ、全ての実施事業者において遵守されており、サービスの質を確保できたものと判断される。

### (3) 創意工夫の発揮可能性

本件事業を実施するにあたり、実施事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めた。具体的には、実施事業者より以下の提案があり、いずれも採用した。

- ① 業務の効率性を高める改善提案
  - ・現地調査にあたっては、資料等で下調べを行い、一回の調査で終了させる。
- ② 国民へのサービスを増大させるための改善提案
  - ・申請相手方へ事業者独自のアンケートを送付し、応対等の批評を受け、公共サービスの質の向上に役立て、国民の安心感へとつなげる。
  - ・申請相手方への応対は、面談において行うことを基本とし、相手方の質問等に迅速、明瞭に対応し、後日のトラブル防止に繋げる。
- ③ コスト削減のための改善提案
  - ・国から提供される庁舎内のスペース、机、椅子、書棚等を有効活用し、経費削減を実現し、その削減相当を委託手数料に反映させる。

#### (4) 競争性の確保

本件事業の入札実施状況については、【別添\_入札状況総括表】のとおりとなっている。全国で同一の仕様書及び入札参加資格で実施したものの、1者応札となった箇所の方が多くある状況である。ただし、複数者応札の実績となった箇所もあることから、仕様書及び入札参加資格において、参加事業者の門戸は狭めていないと判断される。

また、落札率推移表を分析すると、発注予定数量が毎年度相違しているため単純な減少となることはないが、やはり複数者応札の地域の落札率が低いことから複数者応札の地域を増やす努力が経費削減に繋がると考えられる。

## 7 総括

本件事業を総括すると、まず、提供されるべきサービスの水準として目標に掲げていた、処理期間内の処理率については、財産の個別事情及び申請相手方の事情によるものを除けば、目標を達成できており、公共サービスの質を確保したといえる。ただし、目標値の設定にあたっては、実施事業者の責によらない要因を排除する工夫が必要である。

次に、各種情報の適正な管理については、会計法令及び契約条項に基づき適正に実施されていることを確認した。

最後に、競争性の確保の観点から総括すると、入札実施対象地域 54 箇所の仕様書、入札方法は同一であるが、複数者入札は 17 箇所と約 3 割にとどまった。これは、比較的大都市圏に所在し、発注予定数量が多く、委託手数料が高額となる地域に集中している傾向が見られた。

1 者応札の改善にあたっては、発注予定数量を増加させる必要があるが、国有財産の性質上、自発的に数量を増加させることは不可能である。このことから、既存の財産数量の増加が見込めない現状においても、複数者応札による競争性の向上を図るための工夫が必要である。

## 8 平成 26 年度以降の事業継続

上記、7 総括を踏まえ、平成 26 年度以降も引き続き法の枠組みの中で事業を継続して行くこととしたい。

ただし、より一層の公共サービスの質の確保に資するため、以下の点を踏まえた実施要項の改定を行う。

### ○数値目標

従前は、売払い業務(旧里道・水路の売払いに限る。)に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標を 92.5%以上として目標値を設定していたが、事業者の責によらない事案も含まれており、質の向上の観点から適切な目標設定とは言えないことから、事業者の責によらない事案を除き、処理率の達成目標を 100%に設定する。

### ○対象業務の増加

本件事業の入札の結果、同一事業者が落札した地域があることから、対象業務の増加策として入札実施地域の統合を検討する。





別添① 実施箇所及び実施事業者一覧

No.	管轄財務局	受託事業者
1	北海道財務局・小樽出張所	株式会社キタデン
2	函館財務事務所	北海道建物株式会社
3	旭川財務事務所	有限会社藤原工産
4	釧路財務事務所	株式会社ユタカコーポレーション
5	帯広財務事務所	有限会社ノースクルーズ
6	北見出張所	有限会社藤原工産
7	東北財務局	株式会社オオバ東北支店
8	青森財務事務所	株式会社宝来商事
9	盛岡財務事務所	水野不動産
10	秋田財務事務所	有限会社ヒロテック
11	山形財務事務所	株式会社クリエイト礼文
12	福島財務事務所	有限会社測地測量
13	関東財務局・立川出張所	大建不動産株式会社
14	東京財務事務所第1統括・新潟財務事務所	大建不動産株式会社
15	東京財務事務所第2統括・水戸財務事務所	株式会社オオバ
16	東京財務事務所第3統括・甲府財務事務所	株式会社オオバ
17	東京財務事務所第4統括・前橋財務事務所	大建不動産株式会社
18	東京財務事務所第5統括・長野財務事務所	大建不動産株式会社
19	横浜財務事務所・横須賀出張所	株式会社国土工営
20	千葉財務事務所・宇都宮財務事務所	株式会社アセットソリューションズ、株式会社オースガ・ホーム
21	東海財務局	株式会社トリニティフォーユー
22	岐阜財務事務所	岐阜共栄株式会社
23	静岡財務事務所	有限会社公地サービス
24	沼津出張所	有限会社公地サービス
25	津財務事務所	有限会社国土工営
26	北陸財務局	北辰地所株式会社
27	富山財務事務所	富山県不動産事業共同組合
28	福井財務事務所	株式会社三輝設計事務所
29	近畿財務局・奈良財務事務所・和歌山財務事務所	株式会社国土工営
30	京都財務事務所・大津財務事務所・舞鶴出張所	株式会社国土工営
31	神戸財務事務所	株式会社オオバ大阪支店
32	中国財務局・呉出張所	株式会社タウンデック
33	鳥取財務事務所	松永商事有限会社
34	松江財務事務所	有限会社はなや不動産コンサルタント
35	岡山財務事務所・倉敷出張所	山陽地所株式会社
36	山口財務事務所	有限会社田布施不動産
37	下関出張所	株式会社徳海
38	四国財務局	株式会社名瀬総合鑑定所
39	徳島財務事務所	田村不動産グループ
40	松山財務事務所	日本不動産鑑定株式会社
41	高知財務事務所	有限会社トータルエステートオフィス
42	九州財務局	株式会社矢咲崎不動産調査
43	大分財務事務所	長崎補償コンサルタント株式会社
44	宮崎財務事務所	株式会社アーバン高塚
45	鹿児島財務事務所	大福コンサルタント株式会社
46	福岡財務支局	株式会社九銀不動産鑑定所
47	小倉出張所	株式会社九銀不動産鑑定所

No.	管轄財務局	受託事業者
48	佐賀財務事務所	ミヤケン物流株式会社
49	長崎財務事務所	有限会社上長崎
50	佐世保出張所	有限会社木宮不動産商事
51	沖縄総合事務局財務部	株式会社沖縄ダイケン
52	宮古財務出張所	住宅情報センター株式会社
53	八重山財務出張所	住宅情報センター株式会社

※) 九州財務局名瀬出張所（対象地域：鹿児島県のうち奄美大島地域（加計呂麻島、請島、予路島を除く）については、入札の結果、受託する者がいなかったことから、国自らが業務を実施した。業務処理件数については、以下のとおり。

	23年度	24年度
①売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務	(1件)	(2件)
②貸付財産に係る業務	(9件)	(23件)
③誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務	(0件)	(1件)
④境界確定協議書の送付に係る業務	(0件)	(0件)
⑤国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務	(0件)	(0件)

別添② 事業実施結果等について

①管理処分等業務の処理期間内の処理率(H23年度+H24年度合算)

No.	実施箇所	売払い、譲与、交換(注1)又は新規貸付の契約に係る業務		貸付財産に係る業務(注2)		誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務		境界確定協議書の送付に係る業務		国有畦畔の取得時の処理に伴う現地等調査に係る業務		
		処理率A/B	処理件数A	発注件数B	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数
1	北海道財務局・小樽出張所	98.4%	361	367	723	723	156	157	157	157	-	-
2	函館財務事務所	95.0%	76	80	246	246	58	58	58	58	-	-
3	旭川財務事務所	99.2%	123	124	145	145	49	54	54	54	-	-
4	釧路財務事務所	98.5%	67	68	108	108	65	65	65	65	-	-
5	帯広財務事務所	98.3%	118	120	51	51	20	20	20	20	-	-
6	北見出張所	99.4%	163	164	57	57	35	46	46	46	-	-
7	東北財務局	100.0%	117	117	58	58	65	78	78	78	-	-
8	青森財務事務所	98.6%	146	148	58	58	164	163	163	163	-	-
9	盛岡財務事務所	80.0%	12	15	13	13	27	33	33	33	-	-
10	秋田財務事務所	73.4%	91	124	88	88	199	208	208	208	-	-
11	山形財務事務所	86.1%	68	79	52	52	42	43	43	43	-	-
12	福島財務事務所	52.9%	27	51	66	66	6	6	6	6	-	-
13	関東財務局・立川出張所	83.6%	133	159	1,641	1,641	220	146	146	146	26	26
14	東京財務事務所第1統括・新淵財務事務所	84.5%	60	71	2,004	2,004	193	110	110	110	3	3
15	東京財務事務所第2統括・水戸財務事務所	30.3%	60	198	1,583	1,583	88	207	207	207	-	-
16	東京財務事務所第3統括・甲府財務事務所	38.5%	35	91	1,791	1,791	172	231	231	231	12	12
17	東京財務事務所第4統括・前橋財務事務所	92.7%	165	178	1,830	1,830	129	316	316	316	5	5
18	東京財務事務所第5統括・長野財務事務所	81.8%	72	88	2,175	2,175	114	228	228	228	1	1
19	横浜財務事務所・横須賀出張所	59.9%	269	449	1,672	1,672	983	1691	1691	1691	718	718
20	千葉財務事務所・宇都宮財務事務所	90.9%	371	408	1,009	1,009	498	494	494	494	8	8
21	東海財務局	93.9%	62	66	535	535	47	58	58	58	-	-
22	岐阜財務事務所	100.0%	13	13	126	126	1	4	4	4	-	-

No.	実施箇所	売払い、譲与、交換（注1） 又は新規貸付の契約に係る業 務			貸付財産に係る業 務（注2）		誤信使用財産等の 境界確定に伴う事 前調査に係る業務		境界確定協議書の 送付に係る業務		国有哇呼の取得時 効の処理に伴う現 地等調査に係る業 務	
		処理率 A/B	処理件数 A	発注件数 B	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数
23	静岡財務事務所	90.9%	90	99	226	226	-	-	233	233	-	-
24	沼津出張所	95.7%	133	139	103	103	-	-	33	33	-	-
25	津財務事務所	95.9%	117	122	67	67	2	2	189	189	-	-
26	北陸財務局	100.0%	20	20	5	5	21	21	-	-	-	-
27	富山財務事務所	99.1%	110	111	74	74	93	93	-	-	-	-
28	福井財務事務所	100.0%	24	24	12	12	24	24	9	9	-	-
29	近畿財務局・奈良財務事務所・和歌山財務事務所	80.5%	190	236	974	974	201	201	285	285	15	15
30	京都財務事務所・大津財務事務所・舞鶴出張所	75.4%	132	175	308	308	89	89	311	311	10	10
31	神戸財務事務所	86.3%	82	95	487	487	-	-	101	101	28	28
32	中国財務局・呉出張所	84.7%	72	85	359	359	53	53	66	66	-	-
33	鳥取財務事務所	95.2%	40	42	22	22	3	3	13	13	-	-
34	松江財務事務所	100.0%	16	16	55	55	1	1	8	8	-	-
35	岡山財務事務所・倉敷出張所	90.0%	18	20	198	198	9	9	14	14	-	-
36	山口財務事務所	96.2%	25	26	95	95	13	13	3	3	-	-
37	下関出張所	100.0%	9	9	125	125	8	8	8	8	-	-
38	四国財務局	90.6%	77	85	20	20	8	8	7	7	-	-
39	徳島財務事務所	100.0%	44	44	10	10	128	128	70	70	-	-
40	松山財務事務所	95.6%	86	90	65	65	90	90	81	81	-	-
41	高知財務事務所	86.0%	80	93	22	22	95	95	76	76	-	-
42	九州財務局	96.3%	52	54	102	102	20	20	16	16	-	-
43	大分財務事務所	89.8%	44	49	39	39	74	74	65	65	-	-
44	宮崎財務事務所	96.3%	26	27	11	11	21	21	20	20	-	-
45	鹿児島財務事務所	100.0%	24	24	27	27	38	38	30	30	-	-
46	福岡財務支局	98.1%	151	154	59	59	279	279	213	213	-	-
47	小倉出張所	100.0%	35	35	632	632	46	46	31	31	-	-

No.	実施箇所	売払い、譲与、交換（注1） 又は新規貸付の契約に係る業 務			貸付財産に係る業 務（注2）		誤信使用財産等の 境界確定に伴う事 前調査に係る業務		境界確定協議書の 送付に係る業務		国有哇呼の取得時 効の処理に伴う現 地等調査に係る業 務	
		処理率 A/B	処理件数 A	発注件数 B	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数	処理件数	発注件数
48	佐賀財務事務所	79.1%	34	43	8	8	49	49	50	50	-	-
49	長崎財務事務所	51.5%	17	33	62	62	-	-	6	6	-	-
50	佐世保出張所	27.3%	3	11	147	147	6	6	11	11	-	-
51	沖繩総合事務局財務部	47.6%	10	21	566	566	10	10	23	23	-	-
52	宮古財務出張所	100.0%	1	1	47	47	-	-	-	-	-	-
53	八重山財務出張所	実績なし	-	-	55	55	1	1	4	4	-	-

（注1）交換の契約に係る業務のうち、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第9条第2項の規定に基づく交換は除く。

（注2）貸付財産に係る業務のうち、新規貸付は除く。

②各種情報等の適正な管理等

本業務は処理率の他、業務の質を確保するため、各種情報等の適正な管理等として

- ・各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付しないこと。
  - ・管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないような厳格な情報管理を行うこと。
- を求めており、民間事業者からの報告により適切に実行されていることを確認した。



別添3. 対象公共サービスの実施に要した経費

①年度別支出経費

(単位：円 税抜)

市場化テスト導入前			市場化テスト導入後		
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (予定)
928,441,810	791,454,832	783,833,849	757,251,941	731,806,709	780,489,000

②実施箇所別支出経費

No.	実施箇所	平成23年度	平成24年度	入札者数	入札者数
				22年度	23年度
1	北海道財務局・小樽出張所	¥16,324,806	¥16,669,684	1	2
2	函館財務事務所	¥3,915,100	¥5,008,050	1	1
3	旭川財務事務所	¥8,048,435	¥5,423,948	1	1
4	釧路財務事務所	¥3,374,324	¥2,292,977	1	1
5	帯広財務事務所	¥3,868,804	¥3,756,481	-	1
6	北見出張所	¥7,932,606	¥4,697,190	1	1
7	東北財務局	¥4,237,784	¥5,370,368	1	1
8	青森財務事務所	¥8,614,541	¥7,747,486	1	1
9	盛岡財務事務所	¥2,281,101	¥2,721,366	1	1
10	秋田財務事務所	¥4,445,608	¥6,385,810	2	2
11	山形財務事務所	¥3,155,078	¥3,985,691	1	1
12	福島財務事務所	¥2,856,620	¥2,496,756	1	3
13	関東財務局・立川出張所	¥63,465,951	¥55,341,885	4	3
14	東京財務事務所第1統括・新潟財務事務所	¥68,318,398	¥60,417,849	1	3
15	東京財務事務所第2統括・水戸財務事務所	¥48,006,751	¥50,626,651	2	3
16	東京財務事務所第3統括・甲府財務事務所	¥48,781,454	¥49,509,171	3	2
17	東京財務事務所第4統括・前橋財務事務所	¥54,706,340	¥55,325,639	2	1
18	東京財務事務所第5統括・長野財務事務所	¥83,827,847	¥60,873,051	2	1
19	横浜財務事務所・横須賀出張所	¥64,616,943	¥59,444,282	2	2
20	千葉財務事務所・宇都宮財務事務所	¥40,512,872	¥42,403,425	2	1
21	東海財務局	¥11,031,412	¥13,245,213	1	1
22	岐阜財務事務所	¥1,245,976	¥1,585,236	1	1
23	静岡財務事務所	¥8,203,063	¥9,842,504	1	1
24	沼津出張所	¥7,697,557	¥8,216,492	1	1
25	津財務事務所	¥4,999,095	¥5,506,658	1	2
26	北陸財務局	¥1,733,739	¥789,089	1	1
27	富山財務事務所	¥5,326,425	¥4,811,475	1	1
28	福井財務事務所	¥1,219,464	¥1,417,541	1	1
29	近畿財務局・奈良財務事務所・和歌山財務事務所	¥47,791,775	¥50,115,150	1	1
30	京都財務事務所・大津財務事務所・舞鶴出張所	¥16,452,842	¥20,516,340	2	2
31	神戸財務事務所	¥8,756,808	¥14,710,414	3	2
32	中国財務局・呉出張所	¥7,468,271	¥10,401,070	2	3
33	鳥取財務事務所	¥6,051,664	¥1,789,702	1	1
34	松江財務事務所	¥1,185,230	¥1,418,684	1	1
35	岡山財務事務所・倉敷出張所	¥5,525,112	¥4,756,797	1	1
36	山口財務事務所	¥2,408,358	¥2,460,979	1	2
37	下関出張所	¥1,031,188	¥1,963,505	1	1
38	四国財務局	¥3,113,085	¥2,234,257	2	2
39	徳島財務事務所	¥3,232,600	¥2,841,793	2	2
40	松山財務事務所	¥6,002,215	¥8,956,589	1	1
41	高知財務事務所	¥10,459,108	¥8,422,435	1	1
42	九州財務局	¥4,299,594	¥4,305,786	1	1
43	大分財務事務所	¥4,489,279	¥4,257,760	1	1
44	宮崎財務事務所	¥1,865,587	¥2,060,448	1	1
45	鹿児島財務事務所	¥3,135,843	¥3,061,903	1	1
46	名瀬出張所	-	-	-	-
47	福岡財務支局	¥15,795,708	¥17,075,621	1	1
48	小倉出張所	¥8,643,633	¥7,284,377	1	1
49	佐賀財務事務所	¥2,468,971	¥1,754,728	1	1
50	長崎財務事務所	¥1,753,039	¥1,873,418	1	2
51	佐世保出張所	¥2,329,061	¥1,364,060	1	1
52	沖縄総合事務局財務部	¥9,566,720	¥11,275,550	1	2
53	宮古財務出張所	¥514,000	¥446,060	1	1
54	八重山財務出張所	¥164,156	¥547,315	3	1
合計		¥757,251,941	¥731,806,709		

(注) No. 14の新潟財務事務所、No. 20の宇都宮財務事務所においては、H23年度から実施箇所を統合したものの。



別添④\_落札率推移表

普通財産の管理処分等業務における落札率の状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	地域数(56)	平均落札率	地域数(56)	平均落札率	地域数(54)	平均落札率
落札地域	50地域	88.3%	54地域	79.9%	53地域	89.0%
1者入札地域	39地域	92.8%	40地域	87.9%	36地域	93.0%
複数者入札地域	10地域	79.6%	14地域	74.3%	17地域	85.0%

(注)平成21年度は6地域、22年度は2地域、23年度は1地域の業者不在地域がある。